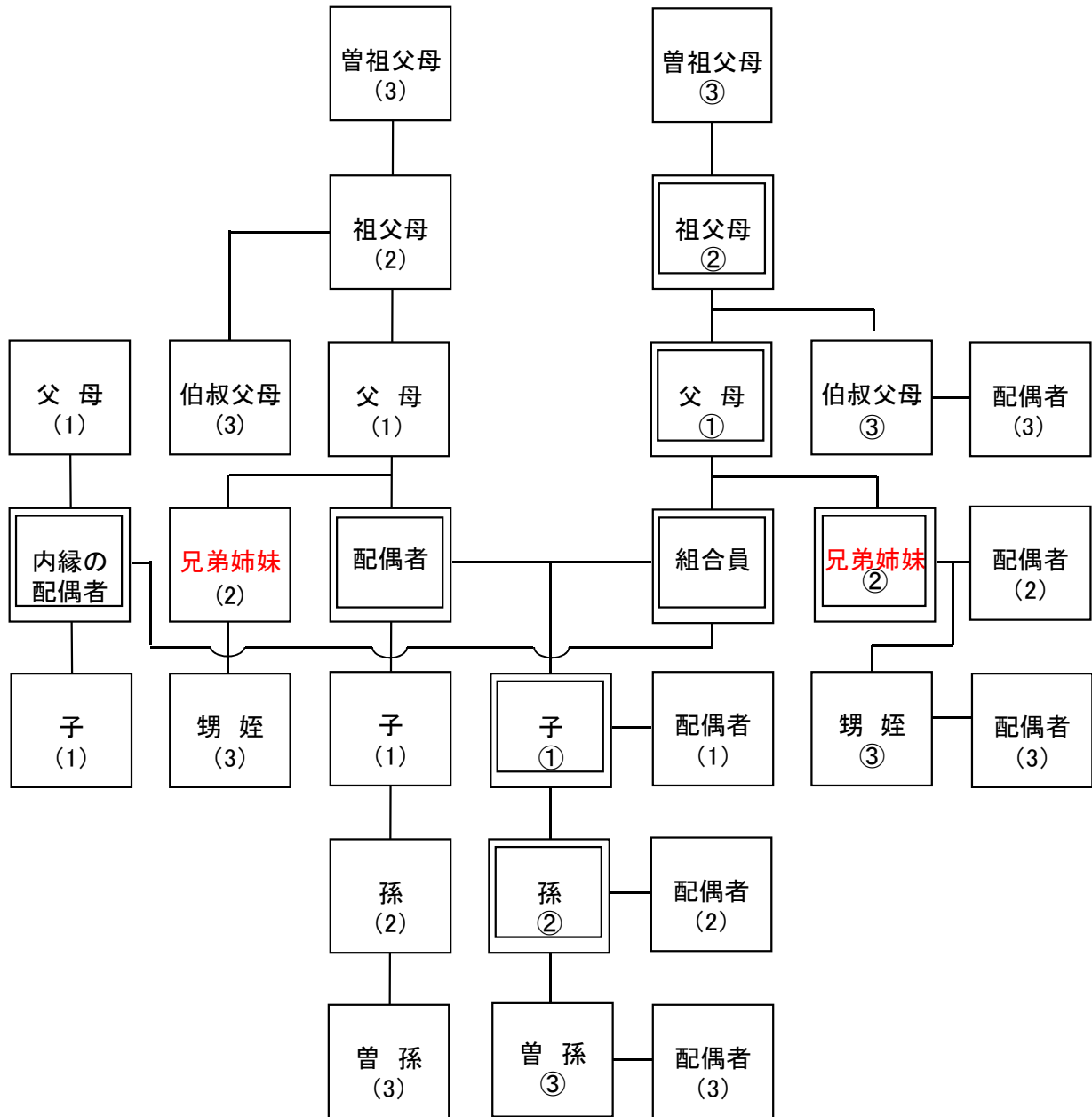


(別表 1)

扶養親族の範囲



(注)

- ・ 上記扶養親族は主として組合員の収入により生活をしているものとします。
- ・ □ は、別居の場合も認められる扶養親族とします。
- ・ □ は、組合員と同世帯に限り認められる扶養親族とします。
- ・ ○ は、血族を示します。(組合員の系統)
- ・ () は、姻族を示します。(配偶者の系統)
- ・ 数字は、親等数を示します。